

第3回 社会保障国民会議 有識者会議 議事要旨

開催日時：令和8年4月9日（木）16時00分～18時00分

場所：AP 虎ノ門11階 RoomA

出席構成員（敬称略）：

伊藤元重、翁百合、片岡剛士、久保田政一、河野俊嗣、小西砂千夫、
是枝俊悟、清家篤、武田洋子、富田成輝、永濱利廣、深澤祐二

開会・冒頭挨拶

＜城内実全世代型社会保障改革担当大臣＞

先週の第2回会議では、純負担率の分析を踏まえ、給付付き税額控除の政策目的などについて、皆様から大変貴重な御意見を賜った。

その後、今週月曜日には清家座長から、こうした議論の状況を実務者会議において御説明いただき、各党の実務者間で活発な議論が行われた。実務者会議においては、有識者会議で整理された意義や政策目的に沿って、制度設計の議論を始める必要があるという点で、おおむね一致したと認識している。

その上で、本日は、制度設計に向けた具体的な議論として、政策目的を踏まえ、支援の単位を個人単位とするのか、世帯単位とするのか、所得に応じてどのような支援とするのか、支援の対象をどのように考えるべきか等について議論を深めていただきたい。

議事（1）「給付付き税額控除」について

＜内閣官房（岡本内閣審議官）＞

資料説明の前に、清家座長に御出席いただいた4月6日の実務者会議に関して、一点御報告がある。

6日の実務者会議を受け、各紙で報道がなされているが、4月7日火曜日の読売新聞の朝刊2面において、実務者会議に清家座長が出席し、「消費税減税などより、給付付き税額控除の議論を先行させるべきだとの考えを示した」との記載があった。しかしながら、実務者会議には、私を含め事務局も出席していたが、清家座長からそのような御発言は一切なかったことを明確にさせていただきたい。

それでは、資料を説明させていただく。資料1は、これまで御議論いただいた内容等を整理している。この資料を月曜日の実務者会議に提出して、清家座長から御説明いただいた。

政策の目的として、中低所得の現役世代の税・社会保険料負担の軽減を通じた所得再分配というディマンドサイドの効果と、収入と手取りの関係の屈折による就労抑制効果を和らげるというサプライサイドの効果の両面にあることについて、おおむね意見の一致を見ていると、清家座長から御説明された。

実務者会議では議論の終わりに小野寺議長から、給付付き税額控除の意義や政

策目的については、清家座長の御説明の内容について一定の理解が得られたと考えており、有識者会議においては、実務者会議の議論も受け止めつつ、説明された意義や政策目的に沿って、制度設計の議論を進めていただきたいとの御発言があった。それを踏まえて、本日の議論をお願いしたいが、項目別に実務者会議で頂戴した意見を紹介する。

まず、2ページ、検討の基本的な視座に関して、給付と負担の在り方を検討するに当たっては、ある一時点における純負担率に加え、ライフサイクル全体を通じて給付と負担について議論していくことも必要ではないかといった御指摘をいただいた。

3ページは、他の社会保障制度・税制との関係について、社会保険料と税の性格が異なる中で、社会保障の財源は両方で賄われているが、どのように考えていくのか。給付付き税額控除の導入により、軽減税率であるとか、既存の社会保障制度を代替しないようにすべきとの御指摘。課題全てを給付付き税額控除だけで解決できない中で、政策手段も複数あることは考えられるのではないかと御指摘があった。

4ページで、政策目的に関しては、現役世代の税・社会保険料の軽減や、勤労促進が主なものということで、子育て支援もあるのではないかと御指摘があった。

5ページの制度設計について、2年先の導入に向けて、順次精緻化させていくということで検討を加速してほしいといった御指摘。早期に導入されるものと中長期的に導入されていくものについて、連続性が担保されるようにしていくべきとの御指摘があった。

それから、早期導入であるとか、事務負担への配慮という観点から、支援対象は、社会保険料負担がある方に限ることも考えられるのではないかと御指摘。現役勤労世代といった場合に、現役の定義はどのようになるのか、就労していることを指すのか、あるいは、高齢者の方について、年金を繰り上げ受給されている方、あるいは就労している高齢者の方、ひいては在職老齢年金といったものとの関係についてどう考えていくのか、といった御指摘があった。

それから、勤労世代を対象にしていくことは理解するとして、そのときに全社会的に公平感が維持できるかという御指摘もあった。

加えて、格差の観点で、単身の高齢女性の貧困率が高いことや、都市と地方あるいは自営業と被用者の方、こうした格差も踏まえて制度設計を進めるべきと御指摘、取り残される層があるのであれば、そういった方への対応についても議論していく必要があるのではないかと御指摘をいただいた。

それから、支援の単位について、基本的には個人単位で考えつつ、場合によっては世帯単位を組み合わせることも考えられるといった御指摘。金融所得であるとか、資産、不動産所得なども把握しながら、公平な制度設計を目指すべきとの御指摘をいただいた。

以上が、実務者会議における御指摘の説明である。

その上で、7ページは、本日、御議論いただきたい事項を整理している。これまでの議論において、政策目的については、現役勤労世代の中低所得の方の負担軽減を通じた所得再分配と、就労抑制効果の緩和を通じた就労促進といった御意見が多く、子育て支援の観点も重要だという御指摘があったと受け止めている。

これを踏まえて、本日、制度設計に関する具体的な御議論ということで、以下4点ほど記載している。1点目は「支援の単位」に関して、個人とすべきか、世帯とすべきかといったこと。2点目は「支援の概要」とあるが、所得や収入に応じてどのような支援を行っていくべきかといったこと。3点目は、支援の対象をどのように考えるべきかといったこと。最後の点は、対象を考慮する際に、金融所得あるいは資産をどのように考えていくべきか。これらの点を中心に御議論をお願いしたい。

なお、※に書いているが、執行に関する論点については、次の有識者会議で御議論をお願いしたいと考えている。

今日御議論いただきたい点に関して、資料2を準備している。

2ページからは支援の単位について。

3ページは、これまで皆様からいただいた意見の抜粋である。

4ページは、日本の今の社会保障制度において、個人に給付するもの、それから、世帯に給付するものがあることを整理している。

5ページは、税制や社会保険料の負担がどのような仕組みになっているかを整理している。国保は世帯単位になっているが、他は基本は個人単位になっている。

6ページは、諸外国の支援の単位について整理している。既婚の場合、給付額算定と所得制限に用いる所得は、基本的に夫婦の所得の合計額を用いるとともに、夫婦に扶養される一定年齢以下の子供の数に応じて対応している。

7ページは、アメリカのEITCに関する研究を紹介している。低所得世帯の収入に対して好ましい影響を与えているが、就労促進の効果については配偶者の有無によって異なるという分析があるということである。

8ページは、いわゆる年収の壁の現状がどうなっているか。

関連して、9ページは、被用者保険の適用拡大が、どのように行われてきているかを紹介した資料である。

10ページは、配偶者がいる女性の就業調整がどうなっているのか、それから、その理由についてである。パートタイムの方が中心、その7割が女性、その7割が有配偶者といった状況である。

11ページは、その上で、男性と女性、20年前と現在について、どのような年間収入の分布になっているかを示している。

12ページからは、2つ目の論点「支援の概要」、所得に応じてどのような支援をしていくのか、逡増あるいは逡減をしていくのかということである。

13ページは、皆様からいただいた御意見の整理である。

14ページは、我が国における、これまでの一時的な給付措置、コロナ発生以降様々あるが、非課税世帯か、児童手当の受給者などを対象に、全て定額になってい

る。

15 ページは、諸外国の税制に関連する給付措置においては、所得に応じて遡増あるいは遡減をする制度設計になっているものが多い。

16 ページは、同じく諸外国の制度について、受益額を遡増させる際には、勤労性の収入に着目し、遡減させる場合には、勤労性の収入に限らず、総所得を参照するものが多くなっている。

17 ページは、諸外国で遡増部分にどのような背景があるのかに関して、失業者あるいは低所得者の福祉依存からの脱却であるとか、就労促進を目的にして導入された仕組みであるということである。

18 ページからは支援の対象をどうするかについてである。

19 ページは、これまでの皆様の御意見を整理したものである。

20 ページは、先ほどと同じように、日本の社会保障制度が、どのような方を対象に給付を行っているかという整理。

21 ページは、諸外国においては、勤労性収入の有無・金額に応じた勤労要件を設けるほか、年金の受給年齢などを踏まえた年齢要件が設けられていると承知している。

22 ページからは所得把握の範囲という論点についてとなる。

23 ページは、これまでの御意見の抜粋である。

24 ページは、我が国における主な金融所得の把握に関して、申告不要を選択できる場合に、申告されなかった金融所得については、合計した所得情報を保有していないのが現状となっている。

25 ページは、諸外国について、種類を問わず、金融所得がある者は確定申告が必要になっている状況がある。

26 ページは、今の社会保障制度、後期高齢者医療制度において、こうした申告があるか、ないかで、取扱いに差が生じるとことを是正していく観点から、金融所得の反映を実現するための措置を講じることになっている。

27 ページは、今国会に提出している法案において、法定調書を保険者へオンライン提出する義務を課するということである。これにより、保険料の算定や、窓口負担割合の判定に金融所得を反映させていく措置を講じることになっている。

28 ページは、この措置のスケジュールについて、法案の成立から、オンライン提出義務化に至るまでに、2、3年程度を要するのではないかということである。それから、実際に提出を受けて保険料等に反映させるには、4、5年程度かかるのではないかというスケジュールになっている。

29 ページから、資産という論点についてである。

30 ページは、これまでいただいた御意見を整理している。

31 ページは、米英仏加で、資産要件を課されているのは、イギリスのユニバーサル・クレジットのみである。

32 ページは、我が国に関して、生活保護において資産調査が導入されているということである。

33 ページは、相続税における資産の把握についてである。申告納税制度の中で、全ての財産を相続人が把握した上で、相続税額を計算して申告するという仕組みである。

34 ページは、今の社会保障制度の中で資産を勘案しているもう一つの事例について、介護保険制度の中で施設入所した際の居住費について、この自己負担を軽減する補足給付という仕組みの中で、資産を勘案している。資産を完全に把握する仕組みは無いため、自己申告制を取りつつ、金融機関への照会あるいは不正受給に対する加算金というもので、不定受給の防止を図っている。

35 ページは、年代別の金融資産と勤労収入の状況ということである。現役の時期と、それから高齢期の時期で、金融資産がどういう状況になっているかを示している。

<伊藤構成員>

給付付き税額控除については、できるだけ早く成案を得るべく、その制度設計について集中的にスピード感を持って議論すべきだと考えている。

スピード感を重視するという意味では、まず、簡素な仕組みでスタートすることが好ましい。具体的には、給与所得や事業所得があり、社会保険料を負担している中低所得者層を支援の対象とするということである。

こうした仕組みを選択した根拠は、中所得者層の負担を軽減して、労働のディスインセンティブを減らすという目的を想定している。

子育て世代をどうするのかという議論はあるが、政策目的と政策手段の関係から見れば、子育て支援は給付付き税額控除ではなく、子育て支援政策の中で対応させたほうが好ましい。

もちろん、中低所得者層への給付付き税額控除によって、結果的に子育て世代への支援となるということはあることは言うまでもない。

給付付き税額控除は、全ての問題に対応できる万能なものではなく、社会保障制度や貧困対策など、様々な目的に対応して、多様な制度がある。こうした中で、給付付き税額控除の政策目的について、当面はきちんと限定し、それに対応できる制度に絞り込んでいくべきだと考える。

支援の対象をどうするかということについては、基本的には個人とするのが現実的であると考えます。

配偶者が高所得のケースはどうするのだという点があるが、この点を加味したハイブリッド型というのは、現実的には考えにくい。

中長期的な課題についても整理する必要がある。金融所得や資産の把握の問題は、できるだけ早く対応すべきである。また、負担の軽減や就労インセンティブの観点から、社会保障制度の論点についても、スケジュール感を持った議論として議論を整理すべきと考える。

<翁構成員>

支援の概要、支援の在り方については、やはり政策目的や意義から考えていくべきだと思っている。前回議論したとおり、中低所得の勤労世代の税・社会保険料の負担の軽減、それと就労促進、この2つの政策目的に照らして、今まで各種制度が、それぞれの制度のみに即しており、全体的な視点が十分でなかったことによって生じている、純負担率のゆがみを総合調整していくという支援の意義から考えていけば、政策目的に対して効率的かつ効果的な制度設計ができるのではないかと考えている。

なお、社会保険料の実質的な負担の軽減を図ろうというものではあるが、年金などの給付に影響しないということは明確にしておく必要がある。

また、全ての課題に対して、給付付き税額控除で対応することが効果的であるわけではないと考えている。

例えば、生活保護や困窮者支援とは、すみ分けが必要であり、国民健康保険や国民年金には、それぞれ免除制度といった軽減措置もある。

これまで、低所得者の保険料負担について、こうした制度を通じて行ってきかたこととの関係も整理することが必要だと思っている。

支援単位については、前回発言したとおり、効果的な対応を就労に対して行っていく上では、個人単位が望ましい。

今日の7ページに、米国の経験も御紹介いただいております、10ページのアンケート調査や11ページの年収分布のグラフにも表れているように、女性の就業調整の問題は考慮する必要がある。

一方で、公平性の観点から、例えば、超富裕層と結婚している方の取扱いは、ハイブリッドで世帯を確認するといったことが一定程度必要になるかもしれないと思う。

ただ、この世帯といったときに、日本では住民票の世帯が想定されるが、日本ではどういう確認の仕方があるのか、どのような単位で世帯を確認するのが適切なのか、政策目的や執行面からどういう選択肢があり得るのかということについて、既存制度の概要を次回以降教えていただきたい。

子育てについてどう考えるかという点であるが、主たる目的については、子供の有無にかかわらず、中低所得者の税・社会保険料負担を軽減すると、それによって就労のディスインセンティブを軽減するということが、まず、重要だと思っている。

他方で、特に低所得の子育て世帯について、現金で見ると、諸外国に比較して純負担が大きいということは確かであるので、例えば、扶養する子供の人数に応じた金額設定などは考えていってもいいのではないかとはいっている。

資産要件について、今日お示しいただいた35ページのグラフを見ると、40代までは負債超過になっている。やはり、まずは勤労所得を中心とした所得把握が重要である。もちろん公平性の観点があるが、就労促進という目的に照らせば、金融資産要件が、イギリスなどは低い基準になっているが、これが一定以上になると受けられないというのは、目的に照らしても、その水準自体にもよるが、あまり適切ではないように思う。また、資産把握そのものを、この制度でやろうとすると、正確

性を期すためには、大変執行面の負担が大きいのではないかと思います。

英国のユニバーサル・クレジットでは、こういった資産要件が財産形成のインセンティブへの影響があるとか、把握の実務的な難しさも指摘されている。そのため、今すぐやるべきことというよりは、将来の検討課題ではないかと考えている。

<片岡構成員>

給付付き税額控除全般の話について3点申し上げた上で、議論いただきたい事項について話したい。

1点目は、小さく生んで大きく育てるという話があったが、これは、小さく育てることを重視する話になりがちだと思う。そのため、どういう将来像を決めるのかを明確にした上で、2年後どういう形の政策があり得るのか、そういった立てつけの話をぜひお願いしたい。

その観点で申し上げますと、中低所得者の現役層の方に対する負担が、諸外国と比べて高いため、この部分をどうやって減らしていくのかというところは、まず、小さくという話においては、1つ、優先順位としてはあるのかと思う。

この点はアグリーであるが、最終的に高齢者の方、それから単身世帯の方、そうした方々に対してどういう話をしていくのかというところが明確でないと、やはりここだけにフォーカスしたというのは、いかにも現状の議論の中では矮小化しているのではないかという気がする。

2点目は、純負担率で、世帯ごとでどういう所得階層が困っているのかという話は、あくまで現状の経済動向を前提にした話である。例えば500万円という話があった場合に、インフレが進むとか、経済成長が進むといった将来像においては、500万円という話は、今、我々が見ている500万円とは、当然印象は変わる。そのため、経済的に動いていくという話を前提に、スタティックではなくダイナミックな要素も踏まえて検討すべきではないかと思っている。

3点目は、やはり世代の問題といったところにも留意が必要であると思う。特に、いわゆる失われたロスジェネレーション世代、40、50代で単身世帯の方、こうした方々の問題は、将来的に、例えば、高齢者になり、どういう形で生活ができるのかとか、そういう話も喫緊の課題になってくるので、その辺りを踏まえた形で制度設計が必要なのではないかと思っている。

議論いただきたい事項ということで、支援の単位については、基本的に個人ではないかと思う。ただ、先ほども翁構成員から話があったが、非常に稼いでいる男性と、その相手の女性が結婚された場合はどうするのかという問題があるので、やはり一定程度、世帯ベースでどういう純負担率になるのかを確認しながら話を進めていくことも必要と思う。要は、一定程度の検証が必要ではないかと思う。冒頭申し上げたタイムラインのようなものとも関連するが、最初は小さく生み、制度を継続する中で、いろいろな矛盾が出てきたという話になれば、元に戻って考えていくという取組も必要ではないかと思う。

それから、支援の概要について、特に所得に応じて逓減、逓増という話は、労働

者のインセンティブをどう考えるかという話にも関わってくると思うが、就業を促進するという意味で、インセンティブに配慮した負担の在り方、給付の仕方というのは、経済成長を進める上でも重要だと思う。

最後に、金融所得、資産の把握という話について申し上げたい。これは最終形をどう考えるかという話に絡んでくると思う。やはり高齢者の中だと、特に豊かな高齢者と、そうでない高齢者の方との格差が開きがちである。これは、いわゆる資産を持っているかどうかという話に関わるので、例えば社会保障の問題だと、世代間の再分配を図るとい話がよく議論されるが、一定程度、世代内での分配といった話も念頭に置く必要があるのではないかと思う。その観点で言うと、資産の把握は一定程度必要になるかと思うので、その辺りも検討いただきたい。

<久保田構成員>

まず、給付付き税額控除に関する基本的な考え方を改めて申し上げたい。給付付き税額控除の導入というのは、税と社会保険料の負担を一体的に捉えて、公正・公平な仕組みをつくり上げるということで、日本の社会保障制度の歴史の中では、非常に画期的なこととして、もっと強調されてしかるべきではないかと思っている。

とりわけ、かつて日本が成長していた頃、一億総中流社会という言葉があったが、やはり分厚い中間層というのは非常に重要だと思う。これが、今、中間層が非常に細っている、あるいは我々の時代よりも相対的に貧困が進んでいるのではないか。これを解消するための1つの大きな制度として、この勤労世帯の中低所得者の負担、特に社会保険料の軽減を可能にすることで、迅速な導入が非常に期待されている。このような意義づけをもう一回再確認したほうがいいのではないか。

そういったことから、まず、対応可能な形でスピード感を持って導入し、段階的に精緻化を進めることを基本にすべき。これは決して拙速な導入を求めるということではなく、制度の連続性を重視し、比較的短期間でできる対応から、その後の精緻化に向けた中長期の全体の計画も併せて示していく必要がある。加えて、これだけで全て解決できるわけではないので、全世代型社会保障制度のほかの改革とも併せて進めていくべきと考えている。

本日の論点については、まず、支援の単位について、これは、我が国の現在の税・社会保険料負担の在り方を踏まえれば、個人単位が適当ではないか。

それから、支援の在り方としては、国際的に見ても負担が重い勤労世代の中・低所得者を対象とする。また、就労促進に資するように、所得が増えれば確実に手取りが増えて、徐々にその支援が逡減していく、そういった形が望ましい。

また、公正・公平の観点から業務の効率化ということも重要であり、デジタル化あるいは実務の対応可能性というのも十分踏まえて制度設計をしていくことが重要である。

それから、真の応能負担という観点からは、金融所得あるいは資産の把握というのが不可欠であるが、スピード感を持って真に必要な支援を行うという観点から、段階的な精緻化の中で具体化を図っていくことが現実的ではないかと思っている。

<河野構成員>

これまでの有識者会議における分析や検討、さらには実務者会議で進められているヒアリングの状況などを踏まえると、やはりスピード感を持って制度設計や導入に向けた検討を進めていく必要があると感じている。その上で、今後の進め方について3点申し上げる。

まず、1点目は制度設計における事務負担への配慮ということである。執行に関する論点については、次回で議論することとしているが、本日の支援の単位や支援対象の議論にも関わる課題として、対象要件の複雑化や給付件数の増大は、実施主体の事務負担に直結することとなる。円滑な実施のためには、実施主体が誰であるかにかかわらず、事務負担を十分に考慮した制度設計とすべきものと考えている。

2点目は、地方との丁寧な対話をお願いしたい。今、地方の側では、この給付付き税額控除の重要性について理解しつつも、導入に当たって地方に何らかの事務負担が生じるのか、その議論の動向を注視している状況にある。

これまで給付事務等において、地方団体の執行を前提とした実施方針が唐突に示されて、現場が膨大な作業に追われるケース、富田構成員からも定額減税やコロナの給付金の紹介があり、昨年末の、いわゆる給食費の無償化なども、地方としては大変苦慮した覚えがある。仮に、地方に何らかの役割が求められる制度となるのであれば、制度設計案やその役割の内容等を示していただきながら、現場の意見を汲み取って十分な意思疎通を図りつつ、時間的余裕を持って丁寧に議論を進めていただきたい。

3点目は、地方財政の影響について、地方の行政サービスに影響を及ぼすことがないように、地方財政基盤の安定性について十分な配慮をお願いしたい。

<小西構成員>

資料2の14ページを開いていただきたい。コロナ以降、給付が、このような形で行われており、当初はコロナに対するものであったが、その後も引き続き行われているということは、裏を返すと、我々が今議論している勤労世帯の中低所得者に対する支援は必要ということが、社会的にほぼ合意されおり、政治的にこういう対応をしてきたということである。こういうアドホックな給付というのは、本来、危機管理的なものに限定されるべきであり、法令に基づいた事務として給付付き税額控除を定着させた上で、これらの制度を危機管理的なものにしなければならない。今、河野構成員が言われたように、市町村としては、決して嫌だとはおっしゃらないが、法令に基づかない事務でお願いするというのが、毎年だと、ちょっとというところがあるということは申し上げたい。

この資料の下から3つ目のところで、新たな経済に向けた云々とあるが、ここで定額減税しきれない者に対する給付というのがある。ということは、給付付き税額控除的なものは、このときに一度やっているということになる。

ただ、地方自治体の方に聞くと、このときは、ほかの給付に加えて、さらに大変

だったという声は仄聞しており、このときにどういう点が大変だったのかということは、ぜひ次回以降に御報告いただきたい。そこがまさにフィージビリティの具体的な課題だということが分かるのではないかと思う。

その上で、個人か、世帯かという一番大きいところについて、フィージビリティの観点からいうと、当面、個人で行くしかないと思う。あるべき姿は世帯だと言い切ると、世帯単位へ行く上でのロードマップを書けということになるが、あるべきかどうかというのは、なお議論が必要だと思う。我々のこの場では、個人で行かざるを得ないから個人で行くが、世帯で行くかどうかというのは、検討課題であって、世帯で行くためには、これぐらいフィージビリティの点で課題があるということ を明らかにすることは、この場の役割ではないかと思う。

<是枝構成員>

給付付き税額控除の制度設計の基本的な考え方と、具体論として社会保険料の納付要件、そして高齢者の扱いについて意見を述べたい。

まず、制度設計の基本的な考え方について、伊藤構成員や翁構成員とほぼ同じ意見になる。税・社会保険料負担の分析において低所得の勤労者の純負担率が高くなっている理由は、厚生年金や健康保険を含む社会保険料の納付があるためで、一定の給与所得または事業所得があり、一定の社会保険料を納付している者を給付付き税額控除の対象にすべきと思う。

給付付き税額控除で全ての課題が解決することができないというのも、これまで構成員からの御指摘があったとおりであり、低所得やあるいは所得のない方のうち、様々な事情により働けない方、働きたいが仕事が見つからない方への支援については、これまでも年金制度、雇用保険、傷病手当金、出産手当金、生活保護などの既存の制度で、それぞれ財源を確保して対応が行われている。これらの制度にも課題はあると思うが、それぞれの制度の中でのなるべく解決すべき課題ではないかと考えている。

給付付き税額控除の対象とする所得の上限について、現行制度からの組替えを行わずに、単純に今ある制度への上乗せとして、給付または減税だけをやるのであれば、働く中低所得者への支援であるので、中をどこまで含めるかというのは議論があろうかとは思いますが、一定の所得以上の方には、控除額を逡減・消失する形とするのがよいと思う。

一方で、現状の所得税などの制度との再編も含めて考えるということであれば、給付付き税額控除自体は、一定以上の所得がある者に全員一律の同額を給付した上で、税制のほうで所得税の基礎控除の縮小・廃止などと組み合わせて、全体として累進性を確保する改正も考えられる。

個人単位か世帯単位かということであるが、やはり政策目的として就労促進ということが掲げられている以上、個人単位とするのが望ましい。

子育て支援の観点や世帯人数の考慮をするのであれば、制度は少し複雑になってしまうが、扶養家族の人数に応じて対象とする所得の上限について引き上げる

というのが一案ではないかと考えている。

なお、個人単位とすると、子供を父親と母親のどちらの扶養に入れるかといった問題もあり得るが、これは現在の所得金額調整控除のように、一定年齢以下の子供がいる場合については、その父親と母親両方において対象とする所得の上限を引き上げるといったオプションもあろうかと思う。

子供の人数に応じて控除の金額を変えろという意見もあろうかと思うが、子供の人数に応じた支援については、既に児童手当がある。また、子供の人数が増えるからといって社会保険料が増えるわけではない。このため、子供の有無や人数によって支援の金額そのものを変えるというのは、制度趣旨に合っていないのではないかと考えている。ただ、世帯収入が同じでも、当然世帯人数によって生活水準は異なる。このため、世帯人数が異なる世帯や扶養人数に応じた生活水準を比較する際には、例えば、等価可処分所得という考え方を念頭に置きながら、支援の対象とする所得の上限を調整するという考え方もあるのではないかと考える。

控除額を逡減・消失させる段階においては、資本性の所得も含む全ての所得を基に判定することが望ましいと考えられるが、当面それは執行不可能である。執行面を考慮すると、当面は、年末調整や確定申告において正しく申告されれば、必ず捕捉されることとなる給与所得と事業所得のみに基づいて判定することとしてよいのではないかと考えている。

次に、具体的な社会保険料納付要件について、お話しさせていただく。

まず、給与所得者について、厚生年金は原則として週 20 時間以上勤務する者が加入対象となっているため、一定の就労と一定の社会保険料の納付があるものとして厚生年金の加入を条件に使うのが適切ではないかと考えている。社会保険料の扶養に入っている者は対象とせず、自ら社会保険料を支払う者を対象とすることによって、社会保険加入時の手取りの段差を、一部埋めることができる。

もっとも、週 20 時間以上勤務していても、現在だと 50 人以下の事業所でお勤めの方は、厚生年金に加入できない場合がある。こうした被用者保険の非適用事業所や適用拡大の対象となっていない事業所にお勤めの方についても、一定の就労を行い、一定の社会保険料の納付があるのであれば、制度の対象とすることが適切ではないかと考えている。

国年の保険料は定額で、事業主負担がなく全額が本人負担となるため、低所得者については特に純負担率が重くなる。そもそも雇用されている方は被用者保険に入れるようにさらに適用拡大を進めるといことが急務だと思うが、それが果たされるまでの間、国年の保険料を納める一定以上の所得の給与所得者も、給付付き税額控除の対象とすべきではないかと思う。

自営業者についても、低所得の給与所得者と同様に、低所得である場合、国年と、国民健康保険の定額負担が重いという事情は変わらない。もっとも自営業者については、給与所得者よりも所得の正確な捕捉が難しいという実態はある。だからこそ、国年が所得比例ではなく、定額保険料、定額給付となっている事情もある。

このため、自営業者については、一定の基準を満たした帳簿の作成、提出を行っ

ている者、例えば、青色申告特別控除の適用者で、かつ、一定の社会保険料の納付がある者を制度の対象とすることも考えられるのではないかと考えている。

高齢者については、第2回の有識者会議でも分析したとおり、現役の方とは税・社会保障の負担と給付の構造が大きく異なる。そもそも高齢化の進展に伴い、現役の者が負担する社会保険料の水準が高まってきたことが、この負担調整の必要性を生じさせている。最も大きい社会保険料は年金保険料であり、この公的年金の保険料の支払いがある者を対象とすることが適切ではないかと考えている。

その際、年金保険料の支払いは厚生年金に加入する場合は70歳まで、国民年金第1号被保険者は原則60歳までで、任意加入も含めれば65歳までということになる。

自営業者と給与所得者の公平性を重視するならば、基礎年金拠出期間の60歳までとすることが考えられる。一方で、就労インセンティブを最も重視するというのであれば、厚生年金加入期間の70歳までとすることも考えられる。

60歳以降も給与所得者として働く場合、第3号被保険者と同様に、厚生年金や健康保険に加入する段階で、急激に負担が増える壁の問題はある。就労の妨げをとにかく取り除くという観点であれば、厚生年金保険料の支払いのある70歳までの制度の対象とすることも考えられる。

一方で、60歳以上ともなると、厚生年金の支給開始年齢も迫っている。さらに繰り上げ受給の選択肢もある。また、厚生年金を受給しながら保険料を払っていくと、毎年、その実績を基に年金額が引き上げられる在職定時改定の仕組みも既に導入されている。

こうしたことから60歳以上の方については、社会保険料について、とても負担ばかりが意識されるような年齢ではないと考えている。60歳以上の方については、手取りという意味での壁を全部除去するようなことがなくても、厚生年金や健康保険に加入することの意義を丁寧に説明していくことで、御理解いただく道もあるかと思う。

また、60歳以上で国民年金に任意加入できるのは、国民年金の未納や免除の期間がある者に限られる。保険料の未納や免除の期間がある人に給付付き税額控除がつき、完納してきた人につかないというのも公平ではないと思う。自営業者と給与所得者の公平性、国民年金保険料の未納や免除の期間がある者とない者の公平性というのを考慮すると、現時点では、給付付き税額控除の対象年齢を基礎年金の拠出期間である60歳までとすることも選択肢と考えている。

<武田構成員>

給付付き税額控除の政策目的が、現役の低中所得者の純負担の軽減と就労促進の2つであることを前提に、意見を申し上げる。

1点目は支援の単位についてである。純負担を構成する税・社会保険料や給付は基本的に個人単位で設計されている。また、就労促進の観点から年収の壁への対応を図るためにも、社会保険料の賦課単位である個人単位で実施することが適切と

考える。その上で、公平性の観点から、配偶者が高所得者である場合の取扱いについては、検討が必要である。

2点目は、金融所得、資産の扱いについてである。給付付き税額控除を含む税・社会保障制度全体の目指す姿としては、応能負担を原則とした制度にすべきである。そのためには、金融所得、資産を勘案する仕組みと、データインフラ整備の実現を明確な最終目標として位置づけ、工程表をもって進める必要があると考える。給付付き税額控除の議論が、そうした目指す姿の実現に向け、社会保障と税の一体改革を促す触媒となることを期待している。

具体的には、まず、長年の課題であった金融所得について、医療保険分野で一定の進展が見られたことは大きな第一歩と思う。給付付き税額控除の制度設計においても、少なくとも所得制限の部分については、金融所得を勘案できるようにしていただきたい。その際、医療保険分野においても、後期高齢者医療保険制度にとどまらず、介護保険分野へと金融所得の勘案を広げていくことも検討課題になる。

また、金融所得を勘案するに当たり、預貯金に係る利子が一切勘案されない状況は望ましくない。金融商品間の公平性の観点からも、預金利子所得の勘案については、給付付き税額控除の段階的な精緻化の中で、遠くない将来に対応すべき課題として位置づけ、他の社会保障制度においても同様の取組が必要と考える。

さらに将来的には、金融資産そのものについても勘案することが望ましく、実現には時間を要するが、制度設計を検討し始める契機としていただきたい。つまり、ゴールを見据えバックキャストで着実に進めていただきたい。

3点目は、対象者の範囲と個別制度との関係である。基本的には勤労世代の低所得層に重点化すべきと考える。ただし、前回も申し上げたが、全ての課題に給付付き税額控除で対応できるわけではない。税と社会保障の結果として、純負担を総合的に調整するという観点で、給付付き税額控除には大きな意義があるが、固有の課題については、個別制度の改革で対応したほうが効率的かつ効果的な場合もある。

例えば、低所得者や高齢者については、国民健康保険や国民年金などの個別制度において、既に軽減措置や低所得者向け支援が講じられていることを踏まえ、必要に応じてその拡充を検討することも一案である。

4点目は、就労インセンティブを引き出す制度改革の必要性である。年収の壁への対応として、給付付き税額控除で一定の対応を図ることは重要だが、年金など社会保障制度自体についても、速やかに結論を得て、実施に移す必要がある。

前回申し上げた第3号被保険者制度の見直しに加え、被用者保険の適用拡大を加速させることが重要であり、次期年金制度改革を待たずに検討を進めるべきと考える。

昨年の法改正により、企業規模要件は撤廃されることになったが、2035年まで10年をかけての撤廃では、問題解決に時間がかかる。撤廃の前倒しも視野に入れて議論することを提案する。

<富田構成員>

主に2点、お話をさせていただく。

1点目は、やはり段階的に維持すると、それが早期に実施するという、そして混乱を起こさせないということに効果があるのではないかと思う。

連続性を持たせるために、最終的な完成系というのは、ある程度最初に明らかにして、それを目指しながら第1弾は、できるだけ対象を絞ってシンプルな仕組みで始めていく、そして、既存制度の見直しが必要であれば、それもしながら第2、第3と行っていく、そういう手段が国民の間に不公平感を持たせないためにもなるのではないかと思う。

2点目は、事務負担の課題である。本日の論点にもあるが、支援の単位、そして支援の概要に関係する。特に支援の単位、先ほどから個人というのが非常に多いが、早期に、かつ円滑に実施していくためには、制度の実施主体が誰であろうが事務負担を十分に考慮して、分かりやすくシンプルな制度設計にすることが、現実的であると考えている。

また、どうしても必要な事務負担であっても、できるだけ実施主体の負担軽減を図るということで、適切な国の支援や対策が必須となってくると思う。

また、地方に何らかの協力を求めることが必要であれば、事業の仕組みや、どのような協力を地方に求めるかということ国として明確にさせていただき、国と地方の間で事前に十分な協議を行うことが必要だと思う。

<永濱構成員>

まず、制度の単位について、就労抑制を緩和する観点から、世帯単位ではなくて個人単位を基本とすべきと考える。

もちろん、高所得世帯の給付制限といった議論もあるが、制度の複雑化を避けて運用を簡素化するというのを優先するのであれば、個人単位での設計が最も現実的な選択肢となるのではないかと考える。

次に、対象とする所得の範囲であるが、将来的には全ての所得を合算した総収入を基準とすることが理想だと思うが、いわゆるクロヨン問題などの捕捉の難しさがあるので、まずは捕捉が容易な給与所得者を対象としたものを起点とするのが現実的と考えている。

3点目が、社会保障の年収の壁への対応であるが、いわゆる翁カーブに代表される、手取りが逆転するような制度のゆがみ、この解消が可能であれば、対応できればいい。低中所得の働く世代の支援にできるだけ資するように、制度の、いわゆる屈折をなだらかにする設計ができればいいと考えている。

4点目が、金融所得について、こちらは、事業所得とか不動産所得などと同等ということで特別視する必要はないという向きもあるが、現行の分離課税制度では所得が表面化しないケースもあるので、証券口座にひもづいているマイナンバーの活用の検討、それを適切に把握していくという方向性も考えられる。

最後、資産の評価について、困窮度をはかる指標として資産は重要であるが、や

はり不動産評価の難しさとか、事務コストの増大、さらに制度を悪用した脱法スキーム、こういったところの懸念と課題が山積している。

イギリスのユニバーサル・クレジットのような大規模な制度であれば、資産要件も合理的であるが、今回の低中所得層への支援という規模感においては、導入のコストパフォーマンスは決して高くないのではないかと考えている。

<深澤構成員>

まず、今回議論されている給付付き税額控除は既存のインフラを活用して実現可能な制度設計で、早期に社会実装することが重要だと思う。その上で、技術革新あるいは実施主体からのフィードバックも踏まえて段階的に精緻化していく手法を取るべきだと考える。

政策目的であるが、これも皆さんと同様、現役世代の可処分所得を継続的かつ安定的に増加させ、将来に希望を持てる環境を整えるという趣旨からいうと、「現役世代の中低所得者の負担軽減」と「勤労意欲の向上」の2つを軸に据えるべきだと考える。

対象者については、勤労収入があり、社会保険料を負担している現役世代の中低所得者とし、単身者も含める。高齢者については、様々な議論があると思うが、今回は対象とする必要性は乏しいのではないか。

次に支援の単位であるが、勤労インセンティブの付与という政策目的を踏まえ、個人単位にすべきだと考えている。税・社会保険料負担が既婚女性の就労促進の妨げになっているという現状もある。本日の資料にある、女性の年間収入の頻度分布を見ても、それがうかがわれる。給付付き税額控除の導入を通じ、壁の影響を緩和することが重要だと考えている。

給付額については、インセンティブが働くように、低所得者については勤労収入の増加に伴って給付額が逡増し、勤労収入が一定水準に達した後は一定額を給付、さらに勤労収入が一定水準を超えたら給付額を逡減させていくことを基本とし、いずれの所得水準においても、崖や壁をつくることなく、手取りが連続的に増加する仕組みができれば、非常によろしい。その上で、恒久財源の確保策も含めて、給付規模をどの程度にするのか決めていけばよろしいかと思う。

捕捉する収入の範囲であるが、導入時はやはりスピード感を優先して、既存のインフラで捕捉可能な給与所得と事業所得にしていただければと思う。

最後に、より長期的に目指す姿については、金融所得あるいは不動産所得、金融資産も捕捉して総収入を前提とすることが望ましいため、デジタル時代の社会インフラをしっかりと構築していく。それから、既存の社会保障制度、税制の見直し、また保険料と税の負担の在り方についても議論していくべきだと考えている。

<伊藤構成員>

逡増的か逡減的かというところで、あまり今まで議論されていなかったが、負の所得税、要するに所得がある方に関して給付を提供することということについて、問

題は限界税率を下げるのか、平均税率を下げるのかということに非常に関わっている。平均税率を下げるということであるとすると、中低所得者層の所得にかかわらず、フラットな給付を提供するという形になるが、限界税率をマイナスに持っていくということになってくると、給与が増えていくところまでは、むしろ、同時に給付も増えていくという形になる。これは、今回の議論の中で、インセンティブを重視するのか、それとも負担の軽減を重視するか、どちらに論点を置くかによって形が違ってくると思う。

結果的に給付の形が山型になるのか、あるいはフラットな形になるのか、あるいは台形になるのか、インセンティブをしっかりと提供しながら負担を下げるということも重要であるが、どういうバランスでやるのかということも、どこかで議論をしておかなければいけない。

もう一つ、それに関連したことであるが、片岡構成員がおっしゃっていたダイナミックな社会に対応できること、これは非常に重要な論点であると思うが、こういう税制や給付の問題というのは、いわゆるビルト・イン・スタビライザー的な機能も期待できるわけである。つまり、貧困とか困窮の原因というのは、インフレや失業、いろいろなものがあるが、こういうものがあると、そのときに何かの形で落ち込んだとき、それを救うという形になる。先ほど申したインセンティブというよりは、むしろ貧困救済というか、そういう問題になってくるわけで、そこをどう考えるかということも、議論しておく必要がある

<是枝構成員>

伊藤構成員の発言で逡増段階をどうつくっていくかというお話があったが、諸外国においての課題は、主に生活保護など、福祉の段階、所得のない段階からどうやって頑張って働いていただくかということを考える際に、負の税率のようなものを設けて、100 働いたら 120 収入が増えるような設計でモチベーションしていくというような背景があったために、逡増段階というものが設けられているものと考えている。

日本における課題は、社会保険料が、がくんとレベルシフトというような形で生じる、社会保険加入段階でがくんと負担が増えるところに働き控えの要因が集中しているということとなると、逡増型で給付付き税額控除を設計すると、がくんと増える負担と少しずつ増える給付付き税額控除というのは、少し相性が悪いという形かなと思っている。

であるので、今の日本における課題に対応する形で制度設計するということを見ると、社会保険料ががくんと発生する段階で、デジタルにゼロイチという形で給付付き税額控除を与えて、その後は定額、最後、ある程度の所得の段階から逡減していくという、一旦、ある程度の所得の段階、ある程度の社会保険料の負担がある段階から一気に給付額を持ち上げて、そこから、しばらく定額という設計が考えられるのではないかと思う。

<翁構成員>

11 ページのグラフを見ると、男女を比較すると、やはり女性の低年収というのが非常に目立ち、年収 100 万円のところで大きな山があり、女性の社会保険や税に伴う就労調整、これはアンケート調査が 10 ページに出ているが、その大きさを意味しているのだろうと思う。

ここ 20 年で見ると、女性の最低賃金労働者が大きく増加している。このことは、最低賃金が大きく上昇しても、就業調整をしてしまい、収入増加に結びついていない人も多いということを示唆しているように感じる。

いかにこういった壁というか、税とか社会保障という、いろいろな制度が、働き方に影響を与えているかということを示しているように思う。

また、右側の男性を見ると、こういった就業調整の山はないが、ここ 20 年で最低賃金対象者を含めて、低所得者が増えており、この点でも給付付き税額控除を考えていく重要性を感じた。

10 ページのアンケート調査を見ても、女性は税や社会保障、その他の扶養に入れるといった、そういった期待が女性の働き方の選択肢とか、長期的な人的投資というのを狭めている可能性を示唆していると思っている。

この資料でお示ししていただいたとおり、税も被用者保険も日本は原則個人単位であるが、やはり多くの方にとって、結婚に伴って税や社会保険料というのが変化するという点もあり、そういう意味では、結婚する方にとっては、少し世帯単位に近い側面もあるかと思っている。

であるから、給付付き税額控除の制度の設計のみで、この大きな問題をクリアすることはとても大変であり、社会保障や税制の制度間の整合性に配慮した包括的な議論につなげていくことが大事ではないかと思った。

<片岡構成員>

先ほど伊藤構成員がおっしゃった話に関連して申し上げたいが、税・社会保障と言ったときに、特に低所得者の方の負担増が非常に大きく発生しているので、ビルト・イン・スタビライザー的な要素が、やはりうまく効いていないところが、ある意味、低所得者の負担増に影響しているように思う。これは、特に社会保険料の話がそうであると思うが、ある程度所得の増加とか、経済状況とか、そういったところに応じて負担を軽減するような仕組みをどこかで入れないといけないということなのだと思う。

それを給付付き税額控除の枠組みで入れるのか、税制のほうで、そうした取組を増やすのかということが、制度設計上は大変な議論になるのではないかなという気がしている。

そういう意味で言うと、先ほど翁構成員が言われたような女性や男性みたいなところで、どうしても大きな壁が生じてしまっているということも、制度設計の問題に起因すると思うので、そうしたところをいろいろな素材を基に議論するような形にさせていただくと、より実のある話になるのではないかなと思う。

<小西構成員>

利子所得を対象にしたほうが良いということ言えば、したほうが良いが、利子所得をもし対象にしようとする、何が必要で、どれぐらいの時間とコストがかかるのかということ具体的に考えると、少なくとも1年、2年でできる話ではないというのが、かなり明白になると思う。

個人住民税の利子のところの制度の見直しを今般していただいたが、まず、口座に住所というのが本来あるが、自分の銀行口座の住所を転居されるたびに銀行に届けているかという、届けていなくても別に違法ではないということからすると、届けていない場合があると思う。

そうすると、それを、例えばマイナンバーを通じて確認するなどということになると、銀行員の方がマイナンバーカードを利用して、その住所を照会するというのは、まず、あり得ないので、自分が届け出るとか、あるいは公権力を持った方がやるということになる。そうすると、あらゆる方に何か届出をしていただくことになり、自分は絶対対象にならないと思っている方も銀行へ行って手続きをしろという話になると、一発それで受け入れられないという世界になってしまう。金利収入、金利所得を対象にすべきであるが、フィージビリティの観点でどれぐらい大変かというのは、1つ具体的に挙げると、これは少なくとも1年、2年の問題ではないというのが明白になると思うので、その辺も考えていただきたい。

議事(2)「食料品の消費税率ゼロ」について

<内閣官房(植松内閣官房審議官)>

4月8日の実務者会議では、食料品消費税率ゼロについて、資料3の赤字の部分であるが、2つに分けてヒアリングを行った。

前半は、市場経済への影響等に関して、市場関係者2名の方からヒアリングを行った。後半は、税率変更に伴うシステム改修の事業者負担と必要な準備期間に関して、いかにこれを短縮できるかという観点も含めて、POSレジのシステムメーカーの方々からヒアリングが行われた。

前半の市場関係者からのヒアリングでは、債券市場においては2年間に限った措置であって、かつ、年間5兆円の財源は特例公債以外で確保されるという期待が織り込まれている状況にあるという御報告であった。

他分野への歳出拡大も見込まれる中で、今後、仮に具体的な財源が確保されない場合や、2年後に税率を戻すことが困難という見立てになった場合には、市場が安定せず、金利が上昇するおそれもあるといった指摘もあった。

後半のシステムメーカーからのヒアリングについて、こちらのほうは、スーパー、コンビニ等で見かける、ターミナル型POSレジを中心としている3社のシステムメーカー、それから、中小飲食店を中心に導入されている、モバイル型のPOSレジを中心としている2社のシステムメーカーの方々をお呼びした。

まず、ターミナル型のPOSレジ中心のメーカーの方々について、御意見として

は、改修に当たっては、POS レジのシステムのみを考えるのではなく、受発注、在庫管理、会計、ポイントといった顧客ごとに、例えばスーパーとかコンビニという意味であるが、様々な仕様となっている各種業務システムとも連携させながらシステム改修、検証作業を進めていく必要があるという御意見があった。

さらに、改修作業に着手するためには、システムに関連する制度の詳細な内容が確定し、今後、変更が生じないことが担保されている必要があるので、個々の顧客との関係では、通常なら、法案が成立して、顧客から発注を受けてから着手するが、詳細な内容が確定していれば、法案成立前でも改修に着手できる可能性もあるといった御意見があった。

また、システム改修の具体的な作業期間については、改正の内容にもよるが、1年程度を要するのではないかと。具体的には、各種システム連携の検証や、各店舗の端末への反映ということも含めて、POS システムの改修を終えるまでには、9か月から11.5か月かかるといった意見や、別途税率引下げを受けては、受発注や会計など、業務システム等も並行して改修作業が必要となり、それには1年程度必要と見込まれるとの意見もあった。

なお、期間短縮のボトルネックは、既存システムに精通したシステムエンジニアの人手不足ということであり、事前に人員確保には最大限努力したいということであったが、政府が何らかの支援等を行って、短期間で大きく改善するといったことはなかなか困難ではないかといった御意見があった。

次に、中小中堅の飲食店等を中心にモバイル型の POS レジシステムを提供しているメーカーの方々からは、POS レジシステムのことだけを考えれば、既存の顧客への対応は、基本的に数か月から半年以内でできるといった意見であった。

ただ、現状ではスーパーマーケット等にあまり普及しておらず、早期にモバイル型 POS レジシステムにリプレースすることは、各種業務システムとの連携も考えると、現実的にはなかなか不可能ではないかといった御意見もあった。

それを踏まえて、小野寺議長からは、会見の場でも、ヒアリングでいただいた御指摘を踏まえて、期間の短縮も含めて、課題を乗り越え、どのように食料品消費税率のゼロを実現していくかということについて、今後ヒアリングを踏まえて検討したいといった発言がなされている。

閉会

<清家座長>

それでは、本日の議論を踏まえて、次回も給付付き税額控除の制度設計に関する論点等について議論してまいりたいと考えている。構成員の皆様におかれては、引き続き闊達な御議論をお願いしたい。

また、来週、第6回実務者会議が開催される予定と伺っている。本日いただいた御意見を項目別に整理した資料を事務局において作成いただき、有識者会議の議論を私から説明しようと考えている。皆様には、事前に説明資料を御確認いただこうと考えているが、最終的には、私に御一任いただきたい。

次回の日程、開催場所につきましては、追って事務局から連絡をさせていただきます。